

いつまでもいきいきと暮らすために

みんなの介護保険 利用ガイドブック



見てわかる！かんたん！介護保険



介護保険制度のしくみを
動画で説明しています。
ぜひご覧ください。



地図付き施設検索「ちずプラ」

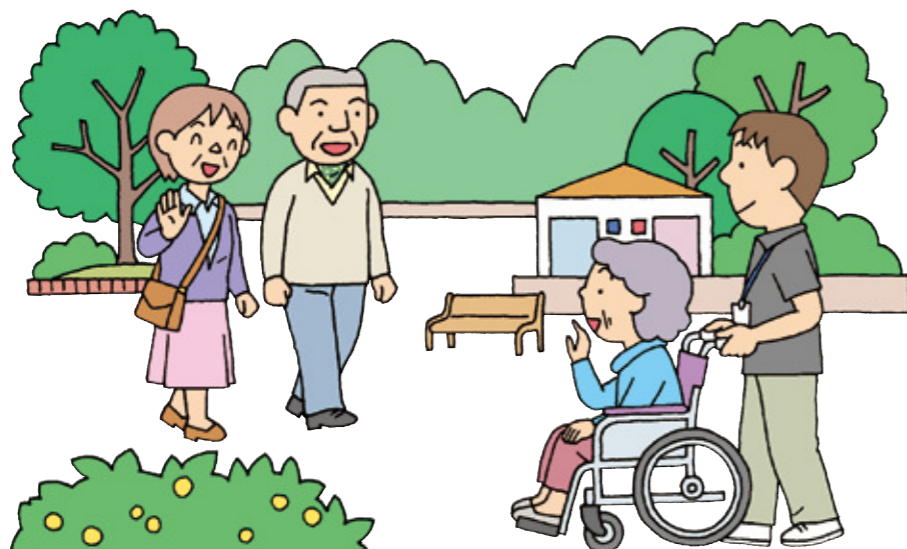


パソコンやスマートフォンから
お住まいの地域のサービス事業所が
検索できます。

はじめに

介護保険は、本人や家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支えあうためにつくられた制度です。介護が必要になったときに、必要なサービスを利用することで、住み慣れた家や地域で自分らしくいきいきと暮らしていくことを目指しています。

この冊子は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。ぜひご活用ください。



令和8年度 介護保険制度のおもな改正ポイント

令和8年4月から

- 介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける金額が変わりました。

令和8年8月から

- 特定入所者介護（予防）サービス費と高額介護サービス費等の支給要件の一部が変わる予定です。
80.9万円から82.65万円に変わる予定です。
- 施設サービス等を利用した際の基準費用額（食費）と、低所得者の負担限度額（居住費等、食費）の一部が変わる予定です。

もくじ

地域でいきいきと暮らす

介護について考えるきっかけは？
こんなことで悩んだり困ったりしていませんか 2
どんなサービスや支援が受けられる？
あなたの今の状態に合わせたサービスや支援が受けられます 4

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防に取り組みたいときは？
介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます 6

介護保険のしくみ

介護保険ってどのような制度？
介護が必要な人をみんなで支え合う制度です 10

利用の流れ

介護保険を利用するための手順は？
サービスを利用するには要介護認定の申請が必要です 12

介護予防サービス

要支援1・2に認定された人は？
介護予防サービスを利用できます 14
介護予防サービス 15

地域密着型サービス

住み慣れた地域で暮らすためには？
地域密着型サービスを利用できます 18

介護サービス

要介護1～5に認定された人は？
介護サービスを利用できます 20
介護サービス(在宅サービス) 21
介護サービス(施設サービス) 24

福祉用具・住宅改修

介護する環境を整えたいときは？
福祉用具の利用や住宅改修の支援が受けられます 26

利用者の負担

サービスを利用してかかる費用は？
サービス費用の一部を負担します 28

介護保険料

保険料はどのように納める？
みなさんが納める保険料は介護保険の大切な財源です 30

事業所一覧

介護保険 サービス事業所一覧 36

○介護について考えるきっかけは？

こんなことで悩んだり困ったりしていませんか

あなた自身のことで、また、あなたの配偶者や親といった家族のことで、介護にかかわる心配はありませんか。健康状態への不安や介護保険制度に対する疑問、今すぐ必要なサポートなど、本人や家族がかかえる心配はさまざまです。



体力の衰えなどがあって日々の料理や洗濯、掃除といった家事が辛い。



家族だけで親の介護をしているが、仕事の都合などでいつも一緒にはいられない。



病気で入院したあと自宅で療養しているが、回復の状態が思わしくない。



足腰が弱って自宅で寝ていることが多く、トイレや入浴も一人では辛い。



家族が認知症になったので、専門的なサポートを受けながら介護したい。

家での介護を続けるのが難しいので、体制の整った施設をさがしたい。



今はまだ元気だが、将来的な体力の衰えなどの予防や対策に取り組みたい。



介護保険制度を利用してみたいが、必要な手続きの方法などがわからない。



あなたには、どんな悩みや困りごともありますか？

そんなときは、ご相談ください！

地域の高齢者を支える拠点

唐津市地域包括支援センター

☎直通72-9191

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれの高い人のために、介護保険や介護予防事業などで介護予防の支援をします。

権利擁護

住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、高齢者のみなさんのさまざまな権利を守ります。消費者問題、虐待の早期発見、成年後見制度の紹介などを行います。

地域包括支援センター

主任 ケアマネジャー (または経験豊富な看護師) 保健師 社会福祉士



地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、高齢者を支えます。

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。

介護予防包括的・継続的ケアマネジメント
ケアマネジャーへの日常的な指導や相談、支援困難事例などについての指導や助言をします。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で介護保険サービスの利用にあたりさまざまな役割を担います。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者のケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

在宅介護支援センター

在宅で生活されている高齢者や家族を支援するための介護に関する地域の相談窓口

P.44へ

○どんなサービスや支援が受けられる？

あなたの今の状態に合わせたサービスや支援が受けられます

65歳以上の人

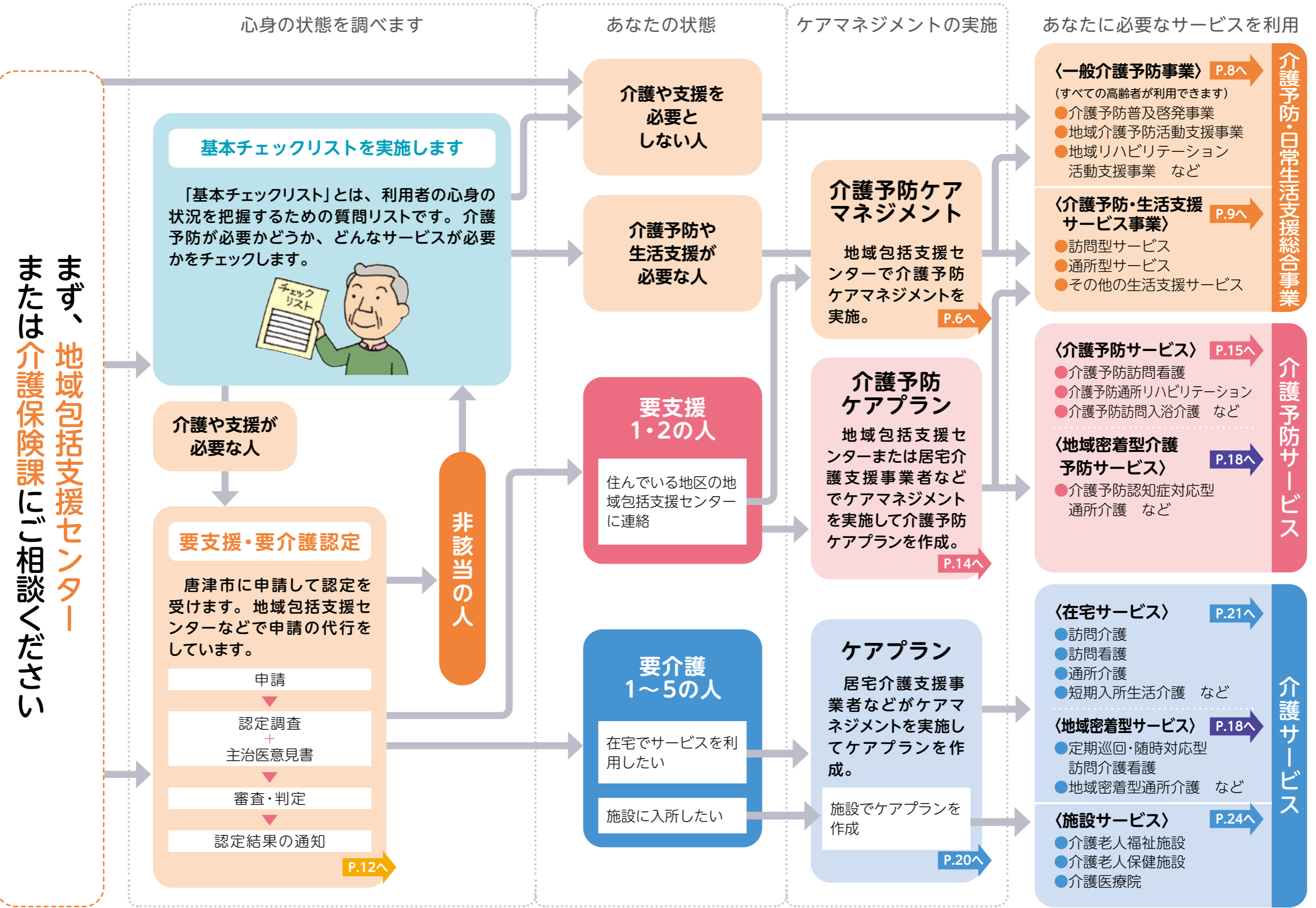
こんなときこんな人は…

いきいきと目標を持って地域の人たちと一緒に運動したい

介護予防に取り組みたい

生活に不安があるが、どんなサービスを利用したらよいか分からない

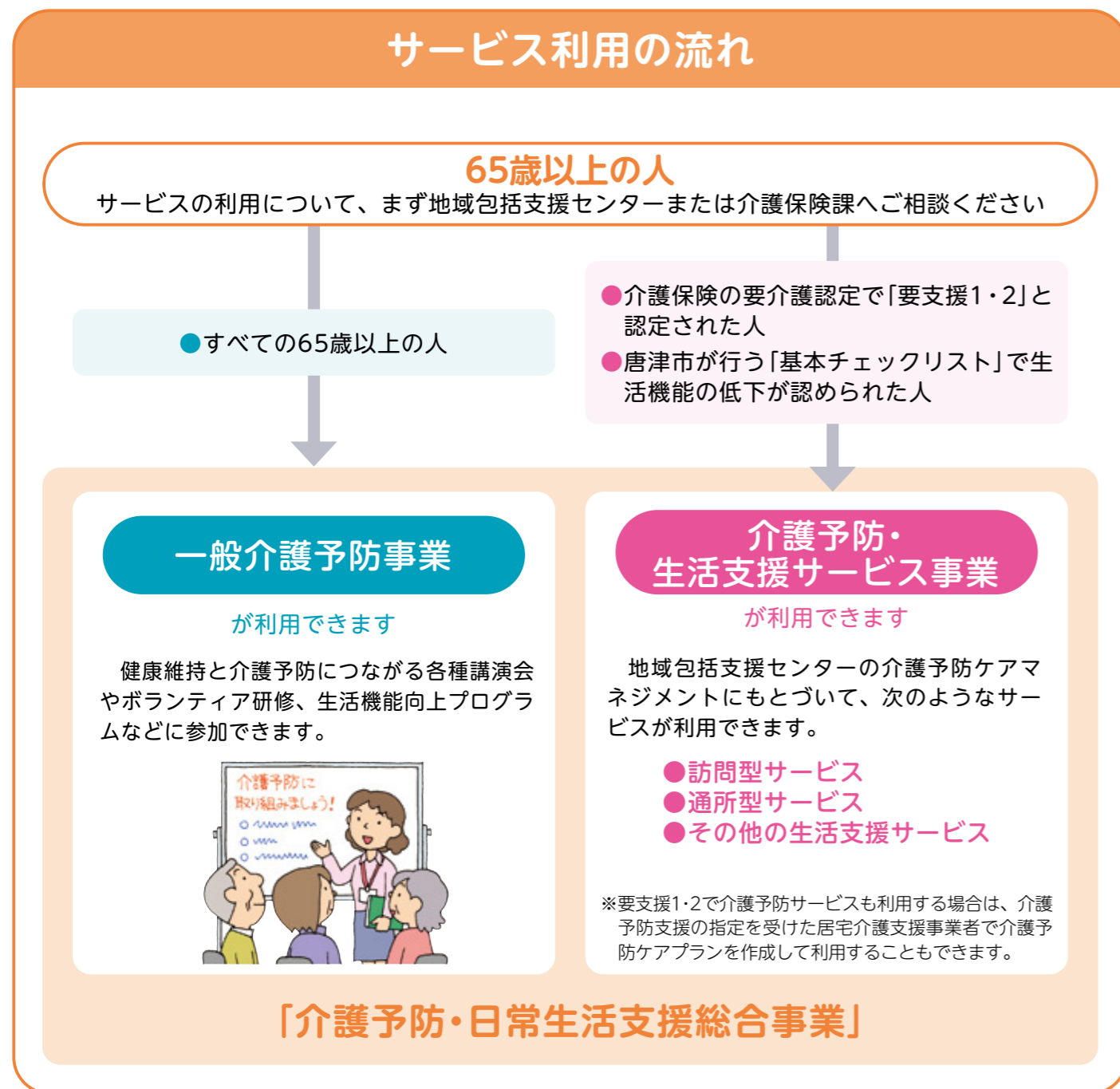
何らかの介護や支援が明らかに必要



◦介護予防に取り組みたいときは？

介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます

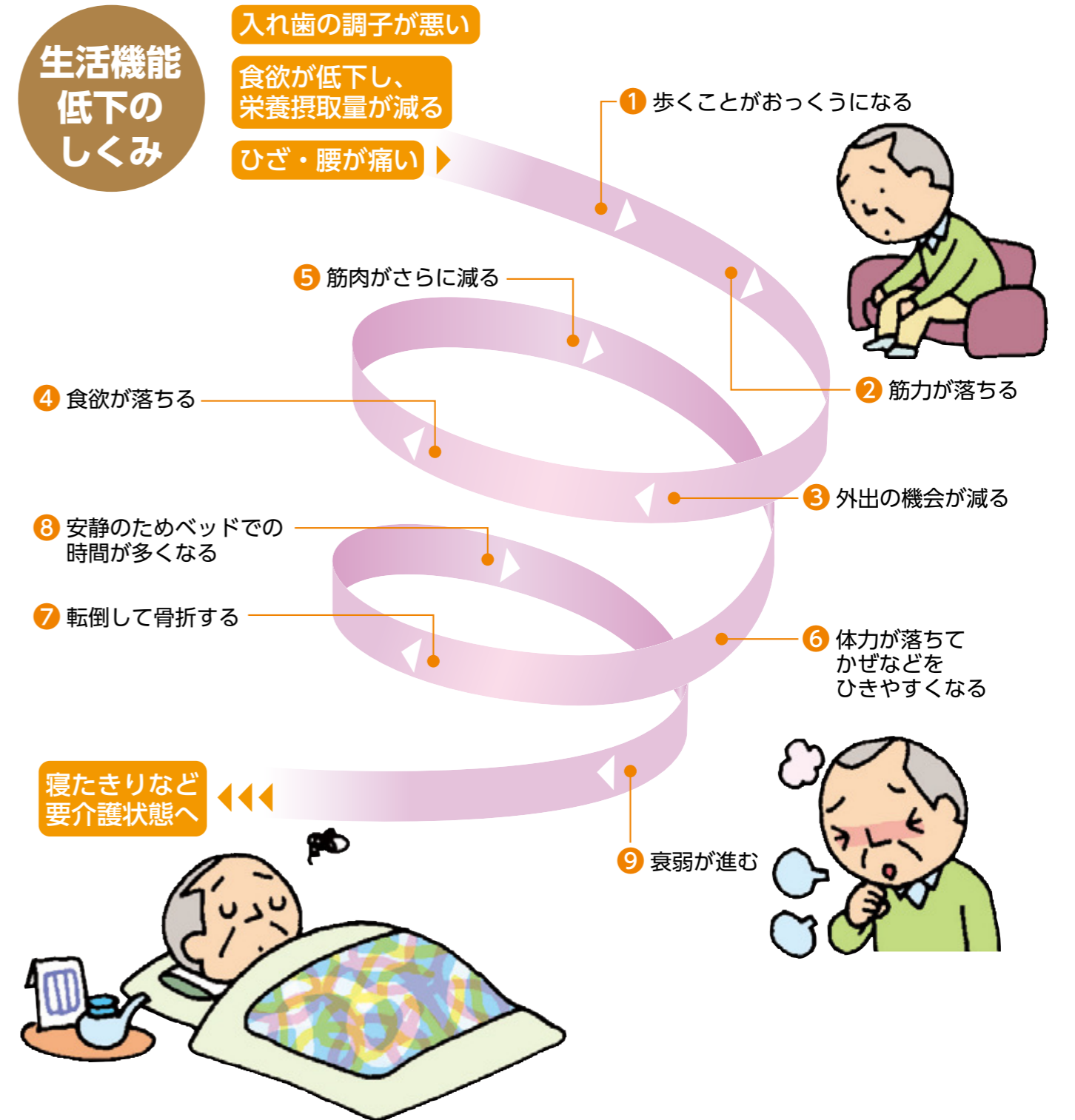
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、唐津市が行う介護予防のための事業です。65歳以上の人ならどなたでも利用できる「一般介護予防事業」と、生活機能の低下がみられるなど介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」の2種類があります。



心と体の機能低下につながっていませんか？

「年をとってからだを動かすことがおっくうになった」といって家に閉じこもってばかりいると、筋力や意欲が低下し、やがては寝たきりや認知症などを招きやすくなります。

高齢期をいきいきと過ごすためには、筋肉や骨、関節などの「運動器」や栄養状態、生きがいくくりなど心身の機能を低下させないことが重要です。



「一般介護予防事業」のサービス

一般介護予防事業は、65歳以上の高齢者のなかでも、おもに比較的心身ともに健康で、自立した生活が送れている人の介護予防を目的とした事業です。サービスを利用するだけでなく、本人が地域のボランティアとしてサービスを提供する役割を担うことなども期待されています。

■おもな一般介護予防事業

地域の仲間と介護予防に取り組む活動を支援します。

いきいき百歳体操教室

内容 重りを使った筋力体操、栄養改善や口腔機能向上に関する講話を受け、心身の機能向上・維持を目指します。終了後は自主グループの活動支援を行います。

場所 地域の公民館等で開催

頻度 週1回程度2時間(全8回実施)

利用料 無料



お問い合わせ 地域包括支援センター ☎72-9191



「介護予防・生活支援サービス事業」(サービス事業)のサービス

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。なお、一定以上所得者は利用者負担の割合が2割または3割になります。

〔訪問型サービス〕

訪問介護相当サービス

調理や居室の清掃と一緒に
行い、利用者が自立した生活
ができるように支援します。



支給限度額を考慮する必要があります。

P.28へ

●利用者負担のめやす(1か月につき)

週1回程度の利用	1,176円
週2回程度の利用	2,349円
週2回程度を超える利用	3,727円

●利用者負担のめやす(1回につき)

標準的な内容の指定相当訪問型サービス	287円
生活援助中心 所要時間20分以上45分未満	179円
生活援助中心 所要時間45分以上	220円
短時間の身体介護中心	163円

※乗車・降車等介助は利用できません

訪問型サービスA(緩和型サービス)

生活援助サービスのみのサービスです。

●利用者負担のめやす(1か月につき)

週1回程度の利用	999円
週2回程度の利用	1,996円
週2回程度を超える利用	3,167円

●利用者負担のめやす(1回につき)

標準的な内容の指定相当訪問型サービスの利用	243円
-----------------------	------

〔通所型サービス〕

通所介護相当サービス

食事、入浴、簡単な体操、レクリエーションなどを提供することで、閉じこもり予防や生活行為が向上するように支援します。



支給限度額を考慮する必要があります。

P.28へ

●利用者負担のめやす(1か月につき)

事業対象者・要支援1	1,798円
事業対象者・要支援2	3,621円

●利用者負担のめやす(1回につき)

事業対象者・要支援1(月4回まで)	436円
事業対象者・要支援2(月8回まで)	447円

※送迎、入浴を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります

通所型サービスA(緩和型サービス)

通所介護相当サービスよりも簡易なデイサービスです。

●利用者負担のめやす(1か月につき)

事業対象者・要支援1	1,528円
事業対象者・要支援2	3,077円

●利用者負担のめやす(1回につき)

事業対象者・要支援1(月4回まで)	370円
事業対象者・要支援2(月8回まで)	379円

※送迎、入浴を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります

通所型サービスC(短期集中サービス)

理学療法士等の指導の下、最長6か月を目安に生活機能の改善を行います。

●利用者負担のめやす(1回につき)

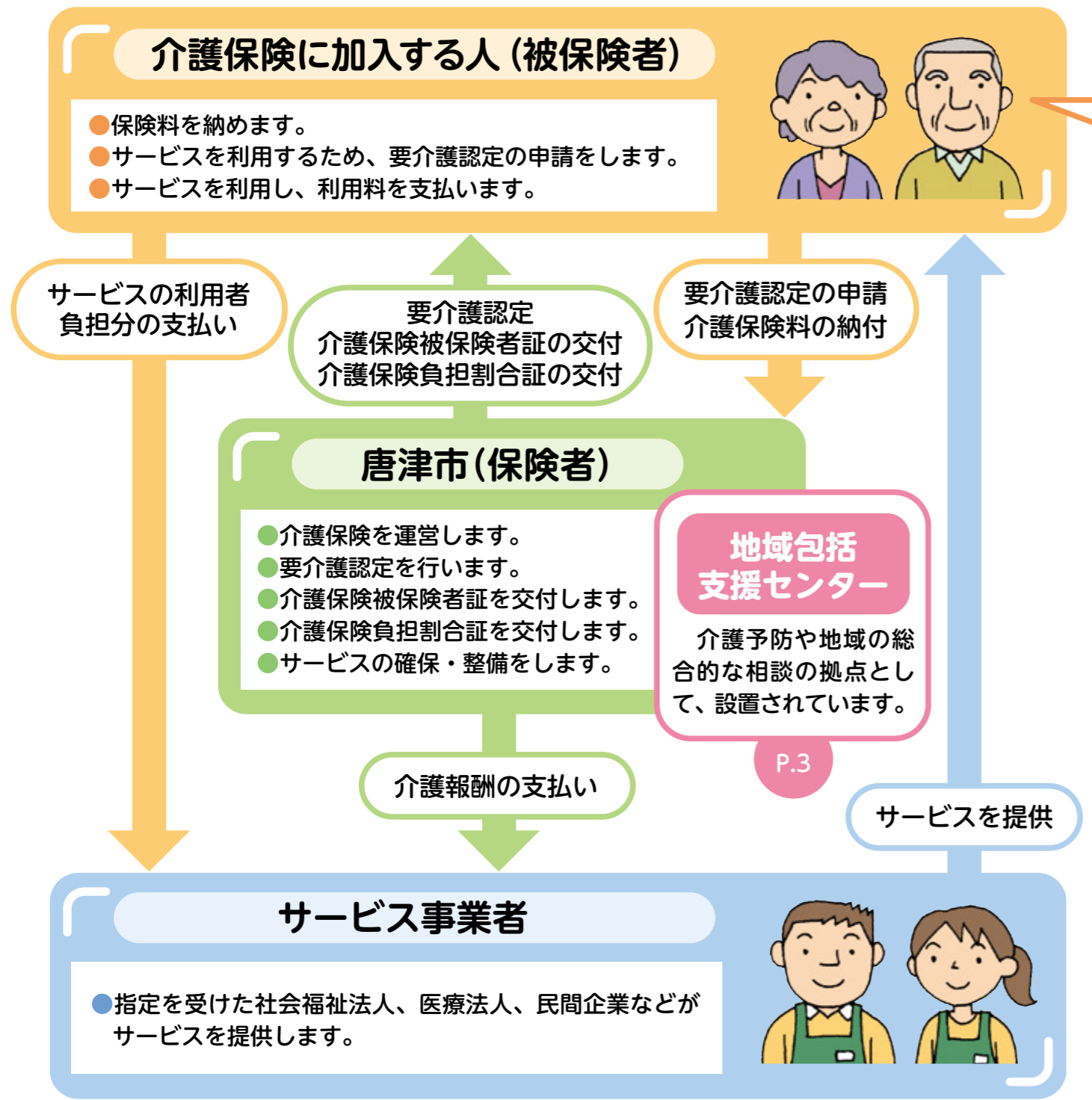
週1回程度	300円
-------	------

※送迎を含む
※食費は別途必要になります

○介護保険ってどのような制度？

介護が必要な人を みんなで支え合う制度です

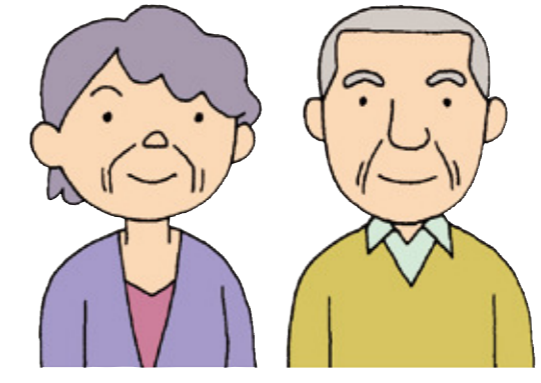
介護保険制度は唐津市が保険者となって運営しています。40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納めます。介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用することができます。



40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。

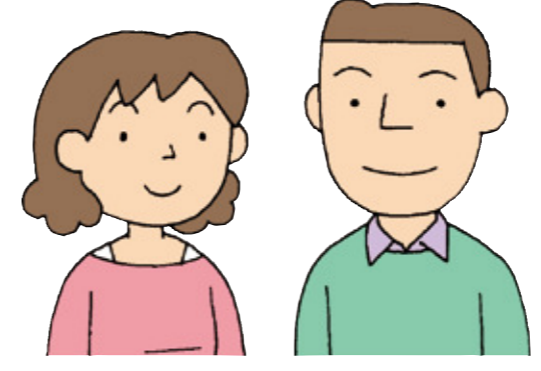
65歳以上の人



➡第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、唐津市の認定を受け、サービスを利用します。

40～64歳の人



➡第2号被保険者

第2号被保険者は、加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、唐津市の認定を受け、サービスを利用します。

交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

特定疾病

- がん〔がん末期〕
（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サービスを利用するには 要介護認定の申請が必要です

1 要介護(要支援)認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人は、介護保険課の窓口にて認定の申請をしましょう。

申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

■申請には以下のものがが必要です

- 要支援・要介護認定申請書(氏名や住所、マイナンバーなどの記入が必要です)
- 介護保険被保険者証
- 医療保険に加入していることが確認できるもの
- かかりつけ医(主治医)の医療機関名と氏名の控え



※申請書には、かかりつけ医(主治医)の医療機関名と氏名を記入する欄があります。意見書については申請後、市役所から医療機関へ依頼します。事前に意見書記入についての承諾を得て申請してください。
※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。(ただしマイナンバー通知カードは身元確認書類にはなりません)

居宅介護支援事業者とは

唐津市の指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者と連絡・調整をします。

2 認定調査が行われます

認定調査

認定調査員が自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします(全国共通の調査票が使われます)。



主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

3 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。

- コンピュータ判定の結果(一次判定の結果)
公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。
- 特記事項
調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書
主治医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定(二次判定)

唐津市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会で総合的に審査され、要介護状態区分が決められます。



4 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、要支援・要介護の認定者には利用者負担の割合(P.28参照)が記載された「介護保険負担割合証」も交付されます。

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護予防サービスと唐津市が行う「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P.14へ

要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護サービスが利用できます。

P.20へ

非該当

要支援や要介護に該当しない人です。介護サービスや介護予防サービスは利用できませんが、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。また、生活機能の低下がみられる場合は「介護予防・日常生活支援サービス事業」が利用できます。

P.6へ

認定調査を受けるときは…

体調のよいとき(通常時)に調査を受ける

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。

家族などに同席してもらう

いつも介護をしている家族などに同席してもらえば、より正確な調査ができます。

困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくことで安心です。

日常使っている補装具があれば伝える

つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

要介護(要支援)認定の更新・変更

認定の有効期間は、新規は原則6か月(最大12か月)、更新は原則12か月(最大48か月)です。*更新申請で介護度が変わらないうちのみ最大48か月で介護度が変わった場合は、最大36か月です。

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に認定の更新申請が必要です。早めに手続きしてください。

また、有効期間中でも容体が悪化したときなどは、必要に応じて認定の変更申請ができます。

原則として、申請から30日以内に認定結果を通知します。

*認定結果に不服がある場合は、結果通知を受け取った日の翌日から3か月以内に佐賀県の「介護保険審査会」に不服審査の申し立てができます。

介護予防サービスを利用できます


「要支援1・2」と認定された人は、介護保険の介護予防サービスなどを利用できます。地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者*で介護予防ケアプランを作成するなど住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

*介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に限ります。介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、地域包括支援センターに依頼します。

- 1 地域包括支援センター (☎72-9191) または 居宅介護支援事業者に連絡**
※地域包括支援センターについては P.3へ
- 2 課題を分析**
 本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。
- 3 介護予防ケアプランの作成**
 目標を決めて達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて介護予防ケアプランを作成します。
- 4 介護予防サービスを利用**
 介護予防ケアプランにもとづいて介護予防サービスを利用します。 **P.15へ**
 市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。 **P.9へ**
 ●介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

介護予防・生活支援サービス事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) が利用できます

介護予防・生活支援サービス事業は... **P.9へ**



一般介護予防事業は... **P.8へ**
(65歳以上の人が利用できます)

介護予防地域密着型サービスは... **P.18へ**

介護予防福祉用具の利用は... **P.26へ**

介護予防住宅改修の利用は... **P.27へ**

評価・見直し
一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

サービス利用の相談は無料です

介護予防支援 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者が、利用者合った「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

※サービスによっては、利用するサービス事業者において介護予防ケアプランを作成する場合があります。

介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや、施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。

訪問型サービスと通所型サービスは市区町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供されます。詳しくはP.9をご覧ください。

※共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でもショートステイなどの介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。

理学療法士: 立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。
作業療法士: さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。
言語聴覚士: 言葉や発声、聴覚の障害がある人に、機能の回復や改善を目的とした支援をします。



●利用者負担のめやす

1回*	298円
-----	------

※20分以上リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーション (30分未満の場合)	451円
病院または診療所 (30分未満の場合)	382円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
--------------------	------

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせたサービスを行います。

●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※送迎、入浴を含む。
※食費、日常生活費は別途必要です。

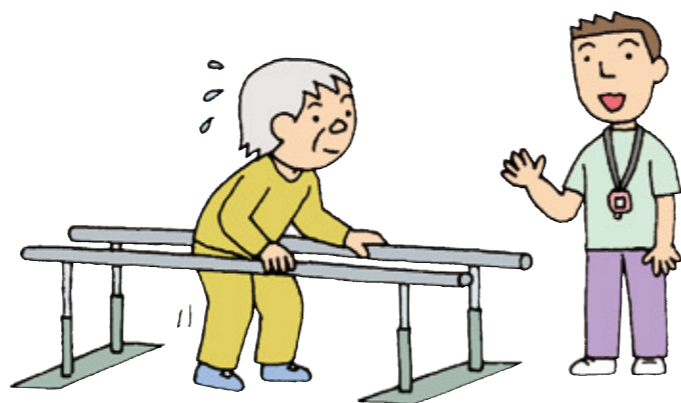
目標に合わせたサービスが 利用できます

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。



特定施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす(1日あたり)

要支援1	183円
要支援2	313円

※日常生活費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日あたり)
〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

●利用者負担のめやす(1日あたり)
〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

※従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室については、P.24をご覧ください。

◦住み慣れた地域で暮らすためには？

地域密着型サービスを利用できます

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた介護保険のサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。
- 【 】内は地域密着型介護予防サービスの名称です。
- 施設を利用した場合、居住費等、食費、日常生活費は別途必要です。
- ※共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも地域密着型通所介護などの介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

認知症の人を対象としたサービス

認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)
(単独型の場合)

要支援1	861円
要支援2	961円
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●利用者負担のめやす(1日あたり)(ユニット数1の場合)

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

※要支援1の人は利用できません。

要介護1~5の人

要支援1・2の人

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。



●利用者負担のめやす(1か月)

要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円

※要支援1・2の人は利用できません。

24時間対応の訪問介護と訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。



●利用者負担のめやす(1か月)
◆訪問看護サービスを行う場合(一体型の場合)

要介護1	7,946円
要介護2	12,413円
要介護3	18,948円
要介護4	23,358円
要介護5	28,298円

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。



●利用者負担のめやす
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

※要支援1・2の人は利用できません。

地域密着型サービス


介護サービスを利用できます

「要介護1～5」と認定された人は、介護保険の介護サービスを利用できます。居宅介護支援事業者などに依頼して利用したいサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

在宅でサービスを利用したい

1 ケアプランの作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら唐津市に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。



2 ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握
ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い
利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

③ケアプランの作成
作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業者と契約します。


4 在宅サービスを利用

P.21へ

施設に入所したい

1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



2 ケアプランの作成

入所した施設のケアマネジャーが利用者に合ったケアプランを作成します。



3 施設サービスを利用



P.24へ

- 地域密着型サービスは..... P.18へ
- 福祉用具の利用は..... P.26へ
- 住宅改修の利用は..... P.27へ

サービス利用の相談は無料です

ケアマネジャーが、利用者に合った「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスが利用できるように、利用者を支援します。ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

居宅介護支援

介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。
※共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でもホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどの介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



- おもなサービス内容
- | | |
|----------------|---------------|
| 身体介護の例 | 生活援助の例 |
| ●食事や入浴の介助 | ●食事の準備や調理 |
| ●オムツの交換、排せつの介助 | ●衣類の洗濯や補修 |
| ●衣類の着脱の介助 | ●掃除や整理整頓 |
| ●洗髪、つめ切り、清拭 | ●生活必需品の買い物 |
| ●通院・外出の付き添い など | ●薬の受け取り など |

●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



理学療法士: 立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。
作業療法士: さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。
言語聴覚士: 言葉や発声、聴覚の障害がある人に、機能の回復や改善を目的とした支援をします。

●利用者負担のめやす

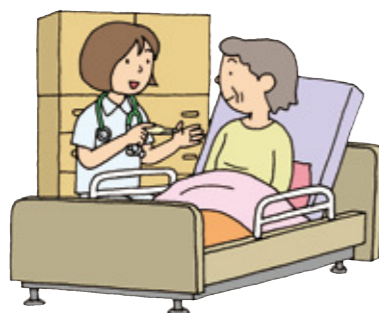
1回*	308円
-----	------

※20分以上リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などが疾患などを抱えている人の居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	471円
病院または診療所から (30分未満の場合)	399円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
--------------------	------

特定施設に入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす(1日あたり)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※日常生活費は別途必要です。

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含む。

※食費、日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※送迎を含む。

※食費、日常生活費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日あたり)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日あたり)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

※従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室については、P.24をご覧ください。

介護サービス(施設サービス)

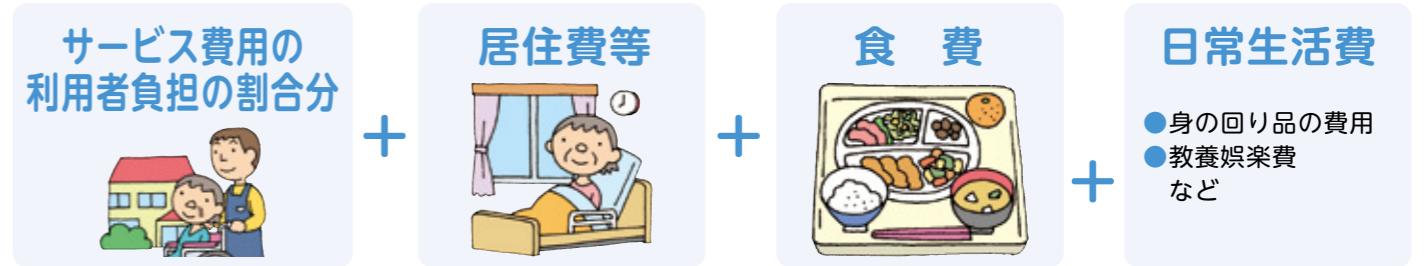
施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

- 従来型個室…ユニットを構成しない個室
 - 多床室…ユニットを構成しない相部屋
 - ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られているユニットを構成する個室
 - ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間があるユニットを構成する部屋
- ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことで。

施設サービスの費用について

要介護1～5の人

施設サービスを利用した場合、サービス費用の利用者負担の割合分(P.28参照)に加えて、居住費等、食費、日常生活費を施設に支払います。



利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

■基準費用額：施設における居住費等・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

- 居住費等… ユニット型個室2,066円
ユニット型個室的多床室1,728円
従来型個室 1,728円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,231円）
多床室 437円、697円※（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は915円）
※介護老人保健施設および介護医療院のうち、室料負担のある多床室を利用した場合（短期入所療養介護も同様）。
- 食費… 1,445円【1,545円】 令和8年8月から 食費が【 】内の金額に変わる予定です。

低所得の人は居住費等と食費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、居住費等と食費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます〔特定入所者介護（予防）サービス費〕。

令和8年8月から 80.9万円から82.65万円に変わる予定です。また、一部の居住費等、食費が【 】内の金額に変わる予定です。第3段階②の多床室については、介護老人福祉施設（短期入所生活介護も含む）と、介護老人保健施設および介護医療院のうち、室料負担のある多床室を利用した場合（短期入所療養介護も含む）は、★の金額に変わる予定です。

●負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額が80.9万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額が80.9万円超120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円【680円】	1,000円【1,030円】
第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額が120万円超	1,370円【1,470円】	1,370円【1,470円】	1,370円【1,470円】(880円)【(980円)】	430円【530円★】	1,360円【1,420円】	1,300円【1,360円】

- （ ）内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
- 次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません。
 - ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合
 - ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が下記の金額を超える場合
 - ・第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円
 - ・第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円
 - ・第3段階①：単身 550万円、夫婦1,550万円
 - ・第3段階②：単身 500万円、夫婦1,500万円

唐津市ホームページ
「介護保険の負担限度額認定」



日常生活の支援をしてほしい 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人のための施設で、日常生活上の支援や介護を提供します。

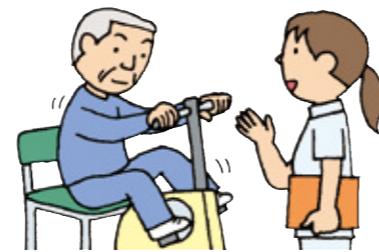


介護やリハビリを受けたい 介護老人保健施設(老人保健施設)

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円

状態が安定している人が在宅復帰できるように、リハビリテーションや介護を提供します。

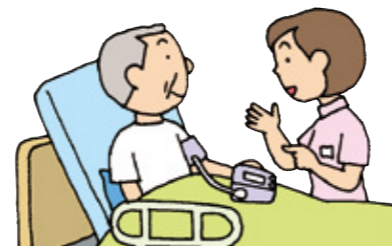


医療と介護を一体的に受けたい 介護医療院

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。



○介護する環境を整えたいときは？

福祉用具の利用や住宅改修の支援が受けられます

唐津市ホームページ
「特定福祉用具販売」



※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具(下記の品目)をレンタルするサービスです。

要介護4・5の人の対象品目

下記①～⑩に加え

- 自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の人も利用できます

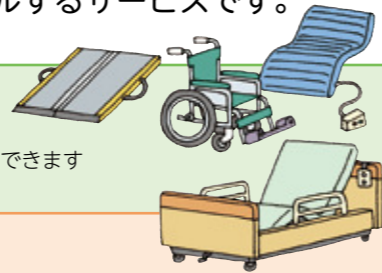
要介護2・3の人の対象品目

下記①～④に加え

- ⑤車いす(車いす付属品を含む) ⑥特殊寝台(特殊寝台付属品を含む) ⑦床ずれ防止用具
- ⑧体位変換器 ⑨認知症老人徘徊感知機器 ⑩移動用リフト(つり具の部分を除く)

要支援1・2、要介護1の人の対象品目

- ①手すり(工事をとまなわないもの) ②スロープ(工事をとまなわないもの)
- ③歩行器 ④歩行補助つえ



貸与の対象となる用具のうち、固定用スロープ(携帯用は除く)、歩行器(歩行車は除く)、単点杖、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

●利用者負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に利用者負担の割合分(P.28参照)を除いた金額が支給されます。
※用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を購入する

申請が必要

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、後日購入費が支給されます。

●利用者負担について

※いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に利用者負担の割合分(P.28参照)を除いた金額が支給されます。

都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

- ① 腰掛便座
- ② 入浴補助用具
- ③ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ④ 移動用リフトのつり具の部分
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 排泄予測支援機器

福祉用具貸与の対象用具のうち下記は、購入して利用することもできます。

- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

要介護1～5の人

要支援1・2の人

小規模な住宅改修

事前の申請が必要です

住宅改修費支給 【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。

唐津市ホームページ
「住宅改修支給」



介護保険でできる住宅改修の例

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り替え」
- 洋式便器などへの「便器の取り替え」

※上記の改修にとまって必要となる工事も支給の対象になります。

●利用者負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に利用者負担の割合分(P.28参照)を除いた金額が支給されます。
※引越した場合は要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。



手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

唐津市へ事前に申請／唐津市の確認

工事の実施・完了／支払い

唐津市へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
写真または簡単な図を用いたもの。

提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付。
- 住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

※市区町村によって手続きのしかたが一部異なる場合があります。

福祉用具
改修

○サービスを利用してかかる費用は？

サービス費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合は、原則としてサービスにかかった費用の一部を利用者が負担します。

◆利用者負担の割合

3割	次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額 ^{※1} が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額 ^{※2} 」が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割負担に該当しない人で、次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額 ^{※1} が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額 ^{※2} 」が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 ※第2号被保険者、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担。

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※2 合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

介護保険負担割合証について

要介護認定を受けた人などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が毎年交付されます(適用期間は8月～翌年7月)。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額(支給限度額)が決まっています。上限額の範囲内でサービスを利用するときの利用者負担は、決められた負担割合分ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。



■おもな在宅サービスの支給限度額(1か月)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。

■支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給

※内容によっては支給限度額が適用される場合があります。

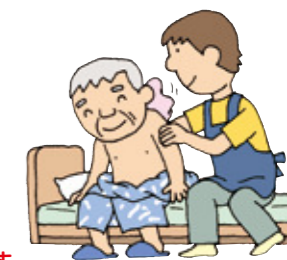
利用者負担を軽減する制度があります

唐津市ホームページ
「高額介護(予防)サービス費」



1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」としてあとから支給されます。申請する際は、唐津市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。



■利用者負担の上限額(1か月) **令和8年8月から 80.9万円から82.65万円に変わる予定です。**

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
●課税所得690万円以上	140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
●一般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80.9万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者	15,000円(個人)
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます(高額医療・高額介護合算制度)。介護保険と医療保険のそれぞれの月の限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分があとから支給されます。



◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額

所得(基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ [※]	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

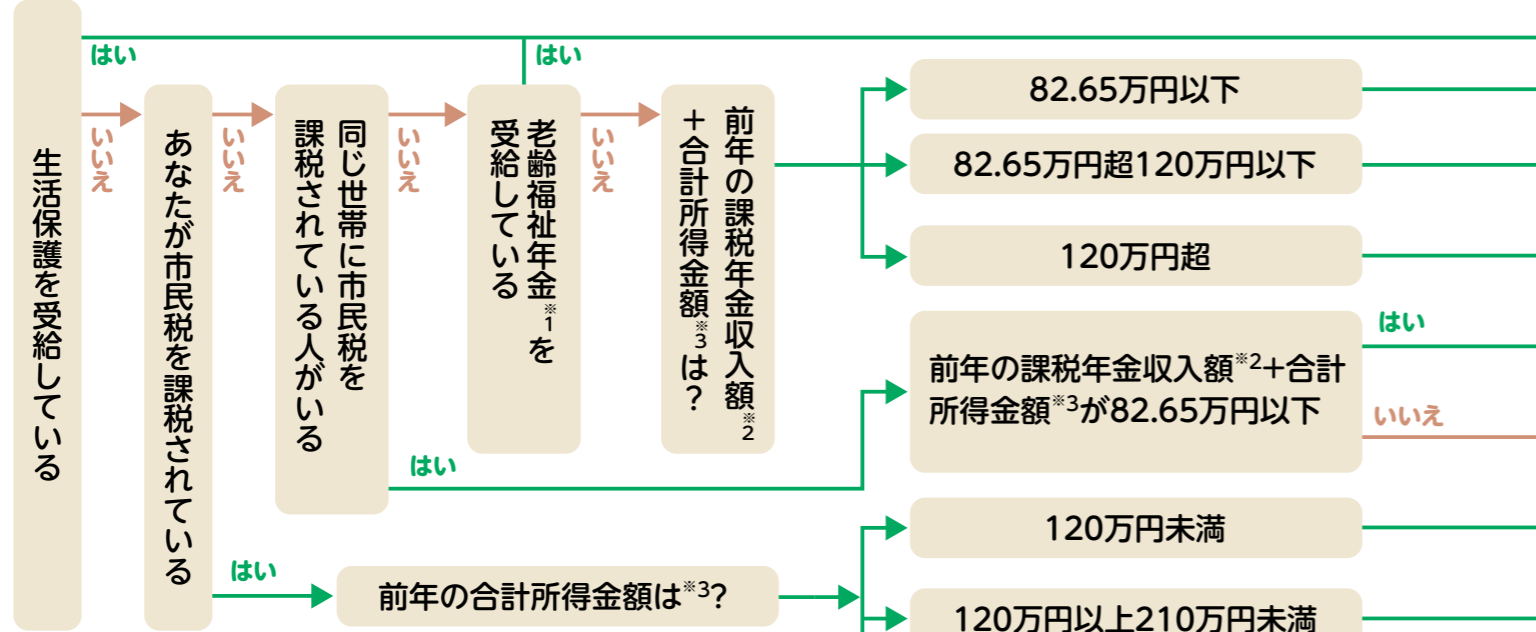
●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

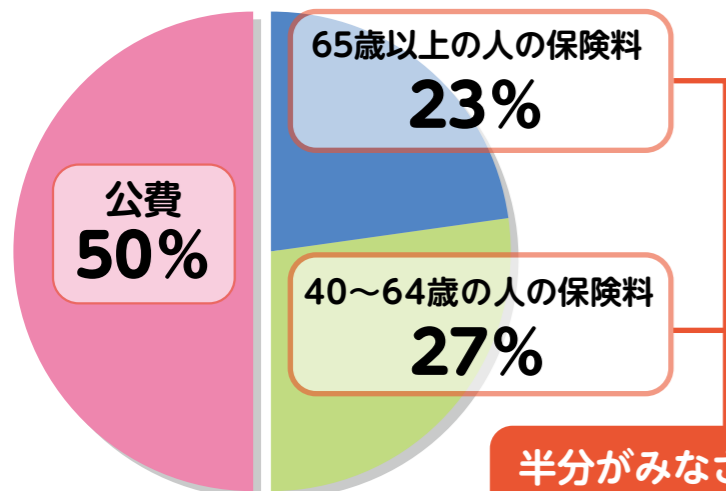
○ 保険料はどのように納める？

みなさんが納める保険料は介護保険の大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるように、保険料は忘れずに納めましょう。



介護保険の財源 (利用者負担分は除く)



半分がみなさんの保険料でまかなわれています

※令和6~8年度の割合です。

●令和8年度介護保険料における住民税課税・非課税について

令和7年度税制改正により、令和8年度で税法上は市民税が非課税になっても、令和8年度の介護保険料の算定に限り、課税とみなす場合があります。

65歳以上の人 (第1号被保険者) の保険料の決め方

65歳以上の人々の保険料は、唐津市の介護サービスに必要な費用などから算定される「基準額」をもとにして決まります。その基準額から、所得などに応じて段階的に保険料が決められます。

基準額 (年額)

$$= \frac{\text{唐津市の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{唐津市の第1号被保険者数}}$$

※保険者によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数は異なるため、基準額も保険者ごとに異なります。
※基準額は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

所得段階	対象者	保険料率	保険料(令和8年度)	
			月額	年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	基準額 ×0.285	1,746円	20,952円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.485	2,971円	35,652円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.685	4,195円	50,340円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の人	基準額 ×0.9	5,512円	66,144円
第5段階【基準】	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超える人	基準額	6,124円	73,488円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	7,349円	88,188円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	7,962円	95,544円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	9,186円	110,232円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	10,411円	124,932円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	11,636円	139,632円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	12,861円	154,332円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	14,086円	169,032円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.4	14,698円	176,376円

●所得段階第1段階から第3段階までの保険料は軽減されています。

※1 老齢福祉年金とは？

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 課税年金収入額とは？

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※3 合計所得金額とは？

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1~5段階の人は「公的年金に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。なお、令和8年度介護保険料に限り、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、給与等の収入金額が55万円以上190万円未満の人は、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げ分を合計所得金額に加算します。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料の納め方

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額※によって2種類に分けられます。特別徴収(年金からの天引き)が原則ですが、普通徴収(納付書または口座振替)で納付する場合があります。保険料は65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から納付していただきます。

※老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が対象です。老齢福祉年金などは対象になりません。

特別徴収

年金が **年額18万円以上** の人 ▶ **年金から天引き**

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月(第1期)	6月(第2期)	8月(第3期)	10月(第4期)	12月(第5期)	2月(第6期)

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

普通徴収

年金が **年額18万円未満** の人など ▶ **納付書・口座振替**

唐津市から送付されてくる納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

保険料納付は口座振替が便利です

口座振替は市役所本庁・各市民センターおよび指定金融機関でお申し込みください。

- 振替は申込された月の翌月の納期分から開始となります。
- 振替開始前の保険料や、残高不足などにより自動引落されなかった場合は、納付書で納めることとなります。

40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料の決め方と納め方

国民健康保険に加入している人の保険料は唐津市の国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護保険料(介護保険分)} = \text{所得割(第2号被保険者の所得に応じて計算)} + \text{均等割(世帯の第2号被保険者の数に応じて計算)} + \text{平等割(第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算)}$$

介護保険分は医療保険分と後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分をあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。(40歳到達月の分から納めます。)

職場の医療保険に加入している人は医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分を負担します。

医療保険料と介護保険料、子ども・子育て支援金をあわせて給与および賞与から徴収されます。

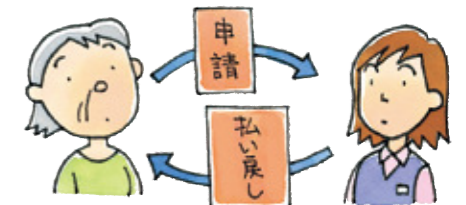
※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

保険料を納めないでいると「給付制限」がかかります。

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。介護サービスは、被保険者のみならずご家族にも密接な関わり合いとなりますので、ご家族の方も被保険者の保険料納付にご理解をお願いします。

1年以上滞納すると

サービスを利用したときの費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。



1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も負担された保険給付の一部または全部が差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。



2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

減免等

災害などの特別な事情*で保険料を納めることがむずかしくなった場合、保険料の徴収猶予や減免が受けられることがありますので、市役所本庁及び各市民センターの介護保険担当窓口までご相談ください。

※資産を活用してもなお生活が困窮している状態にある人において、減額される場合があります。

契約するときの注意点、サービスに苦情や不満があるとき

契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。

- 契約の目的** …契約の目的となるサービスが明記されているか。
- 契約の当事者** …利用者と事業者との間の契約になっているか。
- 指定事業者** …都道府県等から指定された事業者か。
- サービスの内容** …利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。
- 契約期間** …在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。
- 利用者負担金** …利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているか。
- 利用者からの解約** …利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。
- 損害賠償** …サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。
- 秘密保持** …利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

※契約書には上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。



サービスに苦情や不満があるときは？

介護（予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者に相談しづらいときは、下のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。



「唐津市介護保険課」に相談

相談や苦情の内容をもとに、「唐津市介護保険課」で事業者を調査して指導します。



「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。



「国保連合会」に相談

市区町村での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連合会(国民健康保険団体連合会)に申し立てることができます。



被保険者証と介護保険負担割合証の記載内容を確認しましょう

介護保険の被保険者証には、要介護認定の結果など介護サービス・介護予防サービスを利用するための大切な情報が記載されます。内容は、必ず確認しておきましょう。

介護保険の保険証

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	4 1 2 0 2 3 唐津市 公印

- 1人に1枚、保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。
- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40～64歳の方は、介護保険の認定を受けた場合などに交付されません。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

こんなときに必要です

- ★要介護認定の申請や更新をするとき
- ★ケアプランの作成を依頼するとき
- ★サービスを利用するとき

介護保険負担割合証

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日
割	終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日
割	終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	4 1 2 0 2 3 唐津市 公印

介護保険で認定を受けた人には、1人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1～3割）が記載されています。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合（1～3割）が記載されています

こんなときに必要です

- ★サービスを利用するとき

介護保険 サービス事業所一覧

事業所の最新情報は唐津市ホームページ「唐津市の介護保険」で確認できます。



●介護予防支援

令和8年4月1日現在

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
唐津市地域包括支援センター	847-8511	唐津市西城内1番1号	72-9191	73-8451
唐津市地域包括支援浜玉サブセンター（浜玉、七山、鏡地区）	849-5131	唐津市浜玉町浜崎1151番地1	53-7056	70-5819
唐津市地域包括支援相知サブセンター（相知、蔽木地区）	849-3201	唐津市相知町相知2055番地1	53-7057	62-2573
唐津市地域包括支援相知サブセンター（北波多地区）	847-1201	唐津市北波多徳須恵1424番地1	51-2266	64-2912
唐津市地域包括支援鎮西サブセンター（鎮西、呼子地区）	847-0401	唐津市鎮西町名護屋1530番地	53-7058	82-5337
唐津市地域包括支援肥前出張所（肥前地区）	847-1526	唐津市肥前町入野甲1703番地	53-7059	54-2521
居宅介護支援事業所パートナー	847-0324	唐津市鎮西町高野534番地2	82-0187	82-0171
唐津市社会福祉協議会 居宅介護支援唐津事業所	847-0861	唐津市二夕子3丁目155番地4	70-2335	75-6565
唐津市社会福祉協議会 居宅介護支援七山事業所	847-1105	唐津市七山仁部98番地5	58-2700	58-2701

●居宅介護支援

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
佐賀県済生会 指定居宅介護支援事業所	847-0853	唐津市江川町694番地1	74-3139	73-1058
栄荘居宅介護支援センター	847-0011	唐津市栄町2588番地19	75-2521	75-2548
唐津市社会福祉協議会 居宅介護支援唐津事業所	847-0861	唐津市二夕子3丁目155番地4	70-2335	75-6565
居宅介護支援事業所 河畔	847-0021	唐津市松南町119番地2	77-6070	77-3507
居宅介護支援センター のぞみ	847-0004	唐津市養母田553番地1	73-1550	73-7701
居宅介護支援センター仁瑚会	847-0012	唐津市大名小路5番3号	72-6992	72-7714
唐津東松浦医師会居宅介護支援センター	847-0041	唐津市千代田町2566番地11	75-5229	75-5189
セントケア唐津	847-0824	唐津市神田2029番地2 隆成ホーム神田B棟1F1号室	72-1176	72-1182
ニチイケアセンター唐津	847-0028	唐津市鏡新開9番地	77-6100	77-6103
指定居宅介護支援事業所 セントポーリア	847-0875	唐津市西唐津1丁目6167番地	73-8815	73-8864
居宅介護支援事業所 副島整形外科病院	847-0082	唐津市和多田天満町1丁目2番1号	72-8335	72-8338
居宅介護支援事業所 岩本内科かなえ隊	847-0873	唐津市海岸通7182番地78	72-2869	72-2870
協山内科居宅介護支援事業所	847-0821	唐津市町田1丁目2398番地2	79-9200	72-4786
居宅介護支援事業所 ひだまり	847-0881	唐津市竹木場5109番地6	74-1566	74-1579
居宅介護支援事業所 スマイルソーシャルワーカーズ	847-0821	唐津市町田5丁目6番28号	53-8686	53-8685
居宅介護支援 山百合	847-0052	唐津市呉服町1800番地1	75-1883	75-1882
居宅介護支援事業所 ハートランド	847-0062	唐津市船宮町2588番地3	72-2360	72-2359
居宅介護支援事業所 こころ	847-0111	唐津市佐志101番地83	79-7322	72-7565
指定居宅介護支援事業所 あおば	847-0831	唐津市千々賀653-1	78-0505	58-8511
居宅介護支援事業所 まんねん	847-0033	唐津市久里499番地	78-3868	78-3869
医療生協介護相談所 からつ	847-0002	唐津市山本字桑木鶴1398番地1の2	78-3011	78-3019
居宅介護支援事業所 ひばり	847-0834	唐津市山田2824番地5	53-8227	53-8202
居宅介護支援事業所 保利クリニック	847-0013	唐津市南城内3番34号	58-8212	58-8078
居宅介護支援事業所 一九	847-0821	唐津市町田3丁目7番23号	55-9193	55-9014
指定居宅介護支援事業所はるの木 唐津館	847-0824	唐津市神田字内田2920番地	58-9567	58-9568
ケアプランセンター結絆	847-0825	唐津市見借3459番地13	58-8151	58-8152
浜玉荘居宅介護支援センター	849-5123	唐津市浜玉町東山田2399番地	70-5770	56-8779
指定居宅介護支援事業所 うつのみや	849-3133	唐津市蔽木町本山386番地1	63-2585	63-2313
作礼荘居宅介護支援センター	849-3218	唐津市相知町中山3544番地1	62-3903	62-3900
北波多居宅介護支援事業所	847-1201	唐津市北波多徳須恵1201番地1	64-3168	64-3972

市外局番は(0955)

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
岬荘居宅介護支援センター	847-1527	唐津市肥前町鶴牧106番地11	58-8840	54-2218
潮荘居宅介護支援センター	847-0322	唐津市鎮西町打上3075番地1	51-1131	82-2552
居宅介護支援事業所 パートナー	847-0324	唐津市鎮西町高野534番地2	090-1925-7017	82-0171
宝寿荘居宅介護支援センター	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦797番地23	82-5464	82-1495
居宅介護支援事業所 桃の木	847-0818	唐津市新興町48番地 レインボービル2階	53-8782	53-8783
唐津市社会福祉協議会 居宅介護支援七山事業所	847-1105	唐津市七山仁部98番地5	58-2700	58-2701
ケアプランサポート福渡来	849-5104	唐津市浜玉町洲上82番地3	53-8711	53-8711
みんなのお世話ケアマネジメントサービス	847-0821	唐津市神田2074番地3	74-3930	74-3858

●訪問介護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
佐賀県済生会 指定訪問介護事業所	847-0853	唐津市江川町694番地1	74-3201	73-1058
訪問介護サービス のぞみ	847-0004	唐津市養母田553番地1	73-7000	73-7701
栄荘ホームヘルプサービス	847-0011	唐津市栄町2588番地19	75-2521	75-2548
唐津市社会福祉協議会 訪問介護唐津事業所	847-0861	唐津市二夕子3丁目155番地4	70-2335	70-2338
セントケア唐津	847-0824	唐津市神田2029番地2 隆成ホーム神田B棟1F1号室	72-1176	72-1182
社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターびすけっと唐津	847-0085	唐津市和多田本村5番29号	72-1377	72-1376
ニチイケアセンター唐津	847-0028	唐津市鏡新開9番地	77-6100	77-6103
訪問介護サービス 岩本内科かなえ隊	847-0873	唐津市海岸通7182番地78	72-2869	72-2870
ヘルパーステーション ひばり	847-0834	唐津市山田2824番地5	53-8207	53-8202
訪問介護ステーション ひだまり	847-0834	唐津市山田4025番地1	78-3197	78-3198
株式会社からつヘルパーステーション あすなろ会	847-0817	唐津市熊原町3120番地5	74-7077	74-7077
ぽっかぽか・ハートケア東唐津	847-0028	唐津市鏡新開95番地	77-6700	77-6701
浜玉荘ホームヘルプサービス	849-5123	唐津市浜玉町東山田2399番地	56-8711	56-8779
訪問介護事業所 ウェルビー唐津	849-5131	唐津市浜玉町浜崎字長田297番地7	56-2279	56-2279
ヘルパーステーション からつ	849-3231	唐津市相知町牟田部973番地1	51-8778	51-8777
作礼荘ホームヘルプサービス	849-3218	唐津市相知町中山3544番地1	62-3903	62-3900
訪問介護サービス サリバン	849-3233	唐津市相知町佐里1646番地13	62-4411	62-4058
宝寿荘ホームヘルプサービス	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦797番地23	82-4845	82-1495
お世話宅配便	847-0821	唐津市町田2丁目6番39号	58-8816	-
びーとる株式会社	847-0821	唐津市町田1丁目8番5号 前田ビル302号	55-9560	55-9560

●訪問入浴介護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
指定訪問入浴介護 寿楽荘	847-0854	唐津市西旗町7番1号	70-1700	72-1850
訪問入浴サービス のぞみ	847-0004	唐津市養母田553番地1	73-7000	73-7701

●訪問看護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
済生会訪問看護ステーション なでしこ唐津	847-0853	唐津市江川町694番地1	73-3178	73-1058
唐津訪問看護ステーション	847-0875	唐津市西唐津1丁目6167番地	75-0324	75-0334
訪問看護ステーション のぞみ	847-0011	唐津市栄町2578番地13	75-0331	75-0332
訪問看護ステーション 行かなくつ茶	847-0818	唐津市新興町193番地	74-3760	74-3761
まつのみ訪問看護ステーション	847-0021	唐津市松南町119番地2	77-6536	77-6537
訪問看護ステーションハートリンク	847-0885	唐津市唐川46番地1	53-9160	-
訪問看護ステーション しょうらい	847-0022	唐津市鏡4304番地1	77-1011	77-2734

市外局番は(0955)

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
訪問看護ステーション はる	847-0031	唐津市原990番地1	58-8866	58-8870
訪問看護ステーション しろくま	847-0881	唐津市竹木場4900番地23	73-1919	73-1917
訪問看護ステーション 笑えれば	847-0056	唐津市坊主町548番地2 1F	58-8892	58-8895
訪問看護ステーションむく	849-5103	唐津市浜玉町大江49番地1	58-8922	58-8925
あいず訪問看護ステーション唐津中央	847-0818	唐津市新興町17番地 スカイトワーマンション103	80-7855	80-7856
訪問看護ステーションさいこうね	847-0818	唐津市新興町193番地	53-8195	-
カラフルリハ訪問看護ステーション	847-0821	唐津市町田5丁目4番15号	58-7950	58-7950
訪問看護ステーションゆうぜん	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦911番地1	82-3100	82-3103
訪問看護ステーションえみなる	849-3231	唐津市相知町牟田部1554番地3	62-2288	-

※訪問看護は通常の医療機関でも行えます。

●通所介護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
指定通所介護 寿楽荘	847-0854	唐津市西旗町7番1号	70-1700	72-1850
栄荘デイサービス	847-0011	唐津市栄町2588番地19	75-2521	75-2548
デイサービス 福寿草	847-0052	唐津市呉服町1800番地1	75-1881	75-1884
デイサービスセンター こはる園	847-0821	唐津市町田1丁目2398番地2	79-9200	79-9201
デイサービスセンター こころ	847-0111	唐津市佐志101番地83	72-7568	72-7565
デイサービス あおば	847-0083	唐津市和多田大土井6番56号	72-0626	72-2654
デイサービス はるか	847-0881	唐津市竹木場5012番地1	73-0959	73-0960
デイサービスひだまりとうげ庵	847-0834	唐津市山田4025番地1	78-3196	78-3198
ぽっかぽか・ハートケア東唐津	847-0028	唐津市鏡新開95番地	77-6700	77-6701
デイサービス ひまわり	847-0881	唐津市竹木場字前田5012番地1	58-9316	58-9317
デイサービス すずらん	847-0881	唐津市竹木場字前田5012番地13	58-9067	73-6820
ニチケアセンター唐津	847-0028	唐津市鏡新開9番地	77-6100	77-6103
デイサービス 運動しましよ神田	847-0824	唐津市神田2075番地1	65-8349	74-3858
デイサービス 花いちもんめ	847-0881	唐津市竹木場字前田5010番地1	58-9501	58-9317
デイサービスセンター いこいの里唐津	847-0081	唐津市和多田南先石7番15号	65-7755	65-7750
デイサービス スマイル	847-0031	唐津市原82番地1	77-5900	77-5955
デイサービス アイケア東唐津	847-0021	唐津市松南町3番55号	050-3803-8138	77-5033
デイサービス お茶しましよ虹の松原	847-0022	唐津市鏡3769番地102号	74-3760	74-3761
浜玉荘デイサービス	849-5123	唐津市浜玉町東山田2399番地	56-8711	56-8779
指定通所介護施設 みらい	849-5122	唐津市浜玉町横田下931番地	56-2600	70-5620
デイサービス ウェルビー唐津	849-5131	唐津市浜玉町浜崎字長田297番地8	56-2279	56-2279
デイサービス のどか	849-5111	唐津市浜玉町南山2260番地1	70-5535	70-5536
虹の松原百花苑	849-5131	唐津市浜玉町浜崎1799番地57	56-6211	56-6013
デイサービス 果寿園	849-3132	唐津市巖木町うづぼ木157番地64	63-5787	63-5787
作礼荘デイサービス	849-3218	唐津市相知町中山3544番地1	62-3903	62-3900
ほのぼのデイサービス	849-3218	唐津市相知町中山3780番地6	62-2298	62-2292
みどり山百花苑	849-3201	唐津市相知町相知字緑山533-32	62-3012	62-3013
まちなかデイサービス	849-3201	唐津市相知町相知1464番地4	62-3566	62-3576
デイサービスセンター きたはた	847-1201	唐津市北波多徳須恵1201番地1	64-3126	64-3972
ぽっかぽか・ハートケア唐津	847-1213	唐津市北波多竹有2640番地1	64-2347	64-2346
岬荘デイサービス	847-1527	唐津市肥前町鶴牧106番地11	51-6160	54-2218
デイサービス 安寿	847-0324	唐津市鎮西町高野534番地2	82-0170	82-0171
潮荘デイサービス ちんぜい	847-0322	唐津市鎮西町打上3075番地1	51-1132	82-2552

市外局番は(0955)

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
宝寿荘デイサービス	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦797番地23	82-5909	82-1495
シルバーリゾートかべしまデイサービス	849-3818	唐津市呼子町加部島字鉢ノソコ262番地3	82-6050	82-6051
デイサービス桃の木	847-0818	唐津市新興町48番地 レインボービル1階	53-8651	53-8652
デイサービス浜崎のたいよう	849-5131	唐津市浜玉町浜崎字小崎701番地9	58-8632	050-3142-2955
からっとライフ	847-0083	唐津市和多田大土井3番35号	80-0656	80-0679
デイサービス呼子	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦1307番地	080-8258-8719	準備中
はたしま百花苑	847-0833	唐津市畑島5784番地1	58-7868	78-0750
デイサービスわがや	849-5104	唐津市浜玉町洲上1344番地1	70-5535	70-5536
コンパスウォーク唐津	847-0031	唐津市原946番地	58-7285	58-7286

●通所リハビリテーション

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
医療法人清心会服巻医院	847-0062	唐津市船宮町2588番地3	72-2360	72-2359
デイケアセンター仁湖	847-0012	唐津市大名小路5番3号	72-6992	72-7714
平川俊彦脳神経外科	847-0022	唐津市鏡字立神4643番地1	77-4100	77-4306
通所リハビリセンター副島整形外科	847-0082	唐津市和多田天満町1丁目2番1号	72-8335	72-8338
岩本内科デイケアセンター	847-0873	唐津市海岸通7182番地306	72-2869	72-2870
医療法人 賛健会 保利クリニック	847-0013	唐津市南城内3番34号	72-4511	72-4537
デイケアセンター うつのみや	849-3133	唐津市巖木町本山386番地1	63-2585	63-2313
山田整形デイケアセンター波留	847-0303	唐津市呼子町呼子3753番地	82-5540	82-5540

※通所リハビリテーションは介護老人保健施設でも行えます。

●短期入所生活介護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
特別養護老人ホームめざら荘 指定短期入所生活介護事業所	847-0017	唐津市東唐津4丁目7番26号	73-0988	75-0938
栄荘ショートステイサービス	847-0011	唐津市栄町2588番地19	75-2521	75-2548
浜玉荘ショートステイサービス	849-5123	唐津市浜玉町東山田2399番地	56-8711	56-8779
作礼荘ショートステイサービス	849-3218	唐津市相知町中山3544番地1	62-3903	62-3900
特別養護老人ホームちぐさの	847-1201	唐津市北波多徳須恵1201番地1	64-2239	64-3972
岬荘ショートステイサービス	847-1527	唐津市肥前町鶴牧106番地11	51-6160	54-2218
潮荘ショートステイサービス	847-0322	唐津市鎮西町打上3075番地1	51-1130	82-2552
宝寿荘ショートステイサービス	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦797番地23	82-4845	82-1495

●短期入所療養介護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
医療法人清心会服巻医院	847-0062	唐津市船宮町2588番地3	72-2360	72-2359
まつら荘	847-0853	唐津市江川町694番地1	74-3138	75-3174
セントポーリア	847-0111	唐津市佐志字石ヶ元2119番地2	74-2622	75-4351
のぞみ	847-0004	唐津市養母田553番地1	73-7000	73-7701
城内荘	847-0013	唐津市南城内3番地40	75-5070	58-8078
ケアハイツ虹	849-5122	唐津市浜玉町横田下177番地	56-2572	56-2574
アメニティきゅうらぎ	849-3123	唐津市巖木町岩屋505番地	51-5222	51-5220

※短期入所療養介護は介護医療院でも行えます。

市外局番は(0955)

●福祉用具貸与

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
唐津ガス福祉事業部	847-0824	唐津市神田2329番地	72-3121	74-3144
株式会社クローバー 唐津営業所	847-0821	唐津市町田1860番地3	70-2390	70-2391
有限会社ライフケア	849-3211	唐津市相知町千束1654番地1	51-8660	51-8670
有限会社トゥワンケア 唐津支社	847-0005	唐津市養母田鬼塚3番22号	58-9221	58-9331

●福祉用具販売

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
唐津ガス福祉事業部	847-0824	唐津市神田2329番地	72-3121	74-3144
株式会社クローバー 唐津営業所	847-0821	唐津市町田1860番地3	70-2390	70-2391
有限会社ライフケア	849-3211	唐津市相知町千束1654番地1	51-8660	51-8670
有限会社トゥワンケア 唐津支社	847-0005	唐津市養母田鬼塚3番22号	58-9221	58-9331

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
定期巡回ステーション 結絆	847-0825	唐津市見借3459番地13	58-8151	58-8152
定期巡回ステーションゆいな佐志	847-0115	唐津市佐志浜町4066番地1	53-8805	53-8806
定期巡回ステーションあおば	847-0083	唐津市和多田大土井6番56号	72-7255	72-2654

●地域密着型通所介護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
特定非営利活動法人 幸の輪 宅老所かがみデイサービス	847-0022	唐津市鏡4651番地3	77-4630	77-4631
デイサービス 南のおひさま	847-0834	唐津市山田2824番地5	53-8237	53-8202
デイサービス たから	847-0832	唐津市石志3203番地3	78-3525	78-3525
宅老所和	847-0001	唐津市双水2626番地	78-3880	78-3880
ケアビレッジちとせ ニタ子	847-0861	唐津市ニタ子2丁目2番24号	58-9315	58-9325
デイサービス 岩本内科かなえ隊	847-0873	唐津市海岸通7182番地78	72-2869	72-2870
デイサービス おひさま	847-0873	唐津市海岸通7182番地55	58-9126	58-9128
ぬくもいホームだんらん	847-0133	唐津市湊町1133番地3	79-1084	51-7105
ホームケアセンター結	847-0022	唐津市鏡1073番地6	77-6727	77-6728
デイサービスひだまり蓮花	847-0004	唐津市養母田545番地1	72-0558	72-0558
デイサービス 結絆	847-0825	唐津市見借3459番地13	58-8151	58-8152
医療生協デイサービスやまもと	847-0002	唐津市山本1398-1	78-3012	78-3019
デイサービス笑い愛	847-0074	唐津市和多田先石12番80号	75-8038	75-8038
デイサービスセンターはるの木 唐津館	847-0824	唐津市神田2920番地	58-9567	58-9568
デイサービス笑	847-0002	唐津市山本2258番地5	58-9270	58-9272
デイサービス花笑結	847-0074	唐津市和多田先石5025番地98	73-8033	73-8033
デイサービス でこぼん	849-5111	唐津市浜玉町南山1794番地6	56-2080	56-7333
地域共生ステーションきらり	849-3112	唐津市巖木町中島字中島1390番地3	63-2266	63-2266
NPOあんどinおうち宅老所優デイサービス	849-3218	唐津市相知町中山4550番地1	62-2533	62-5519
お節介 明デイサービス	849-3212	唐津市相知町横枕1067番地1	62-3732	62-5519
宅老所 陽 デイサービス	849-3201	唐津市相知町相知867番地2	62-3750	62-3750
野の里 デイサービス	849-3233	唐津市相知町佐里字イバ山1596番地	62-3076	62-3566
デイサービス 真心の家	847-1211	唐津市北波多岸山587番地5	64-2662	51-2442

市外局番は(0955)

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
コンパスウォーク唐津南	849-3201	唐津市相知町相知1988番地21	53-9990	53-9991
デイサービス 花の家	847-1211	唐津市北波多岸山560番地1	64-2288	64-2268
デイサービス こもれび	847-1214	唐津市北波多稗田3026番地3	64-4301	51-2352
唐津市社会福祉協議会 通所介護肥前事業所	847-1515	唐津市肥前町万賀里川953番地10	53-2541	53-2556
医療法人社団三浦医院 デイサービスセムイ	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦984番地11	82-2922	82-2922
デイサービス虹色	847-0832	唐津市石志2878番地	58-7080	58-7081
唐津市社会福祉協議会通所介護事業所なないろ	847-1105	唐津市七山仁部98番地5	58-2702	58-2701
デイサービスベのあ	847-1501	唐津市肥前町切木甲783番地11	51-9710	51-9711
地域密着型通所介護 ここち庵	847-0033	唐津市久里295番地1	70-3838	70-3837
リハビリデイサービス フクラス唐津	847-0874	唐津市藤崎通6880番地65	070-5412-0837	-
デイサービス 山茶花	847-0028	唐津市鏡新開98番地	77-5152	77-5158

●小規模多機能型居宅介護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
小規模多機能型居宅介護事業所ひだまり	847-0111	唐津市佐志1146番地13	72-1556	74-1210
小規模多機能施設 より道	847-0111	唐津市佐志1156番地4	58-8818	58-8819
小規模多機能型居宅介護 みつしま荘	847-0017	唐津市東唐津2丁目6番22号	70-0003	70-0006
小規模多機能型居宅介護事業所 いきいきライフゆとり館	847-0033	唐津市久里516番地3	70-3501	78-3847
小規模多機能型居宅介護ひだまり しいの木	847-0881	唐津市竹木場5109番地6	74-1571	74-1579
小規模ひだまりしいの木 サテライト向島	847-1524	唐津市肥前町向島前平232番地	54-2573	74-1576
唐津市社会福祉協議会 小規模多機能型居宅介護唐津事業所	847-0861	唐津市ニタ子2丁目1番地8	58-9352	58-9361
小規模多機能型居宅介護 セカンドハウス	847-0821	唐津市町田5丁目6番28号	53-8666	53-8685
小規模多機能型居宅介護事業 さくれい	849-3112	唐津市巖木町中島1432番地	51-5231	51-5230
小規模多機能 みどりやま	849-3201	唐津市相知町相知533番地28	62-4782	62-5066
ゆったり きたはた	847-1211	唐津市北波多岸山373-19	51-2211	51-2212
ケアガーデン風	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦92番地3	82-0938	82-0939
小規模多機能 むく	849-5103	唐津市浜玉町大江49番地1	58-8861	58-8863

●看護小規模多機能型居宅介護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
岩本内科 つばめ	847-0873	唐津市海岸通7182番地386	53-8377	75-2119
看護小規模多機能 しろくま	847-0881	唐津市竹木場4900番地23	73-1919	73-1917
看護小規模多機能むく	849-5131	唐津市浜玉町浜崎2364番地1	58-8922	58-8925
看護小規模多機能型居宅介護 向日葵	849-3133	唐津市巖木町本山180番地112	58-8487	58-8456
ケアステーション ゆうぜん	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦911-1	82-3100	82-3103
サテライト ゆうぜん	847-0405	唐津市鎮西町馬渡島1638番地1	82-9610	82-9611

●認知症対応型通所介護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
デイサービスセンターころも2号棟(認知症専用棟)	847-0111	唐津市佐志86番地	72-7568	72-7565
デイサービス鏡	847-0022	唐津市鏡2838番地2	77-0036	77-0036
ニチケアセンターこうだ	847-0824	唐津市神田2192番地	70-0831	78-0832
百花クラブ	847-0821	唐津市町田5丁目6番28-2号	53-8520	53-8685
株式会社三栄 グループホームすぎの子	849-3123	唐津市巖木町岩屋1373番地1	63-4021	63-4021

市外局番は(0955)

●認知症対応型共同生活介護

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
有限会社在宅介護お世話宅配便 グループホームお茶ばたけ	847-0801	唐津市東山縫城801番地280	75-0281	75-0309
グループホーム西唐津駅前	847-0875	唐津市西唐津1丁目6167番地	090-4485-2644	73-8864
グループホーム和	847-0001	唐津市双水字柿山2626番地	78-1238	78-1238
グループホームひだまり	847-0111	唐津市佐志1146番地11	74-1207	74-1210
グループホーム安庵	847-0111	唐津市佐志1156番地26	79-7017	53-9700
グループホーム伸&茉衣	847-0111	唐津市佐志字石ヶ元2119番地2	090-5736-2626	73-1155
グループホームひだまりとうげ庵	847-0834	唐津市山田4025番地1	78-3197	78-3198
つくしんぼのグループホーム唐津	847-0083	唐津市和多田大土井2番35号	75-6115	72-1829
株式会社三栄グループホームすぎの子成和	847-0084	唐津市和多田西山10番49号	72-3650	72-3650
ニチケアセンターこうだ	847-0824	唐津市神田2192番地	70-0831	70-0832
グループホームだんらん	847-0133	唐津市湊町1133番地3	79-1084	51-7105
グループホーム久里の郷	847-0033	唐津市久里1130番地8	78-3811	58-8803
グループホーム安里	847-0111	唐津市佐志1156番地34	75-3233	75-3233
株式会社三栄グループホームすぎの子石志	847-0832	唐津市石志3310番地1	78-0720	78-0720
グループホームお茶ばたけ町田	847-0821	唐津市町田1872番地11	58-9263	58-9263
グループホームお茶ばたけ神田	847-0824	唐津市神田1209番地10	58-9563	58-9563
グループホーム長寿の里佐志	847-0124	唐津市浦字島森5470番地1	73-8088	73-8081
グループホーム清華の森	847-0825	唐津市見借4749番地1	58-9506	58-9507
栄荘グループホーム	847-0017	唐津市東唐津2丁目6-22	70-0011	70-0022
グループホームひだまり 蓮花	847-0004	唐津市養母田545-1	53-8385	53-8387
唐津市社会福祉協議会 認知症対応型共同生活介護事業所おうか	847-0132	唐津市相賀5134番地2	79-1414	79-1415
シェアハウス百花	847-0821	唐津市町田5丁目6番28-2号	53-8520	53-8685
グループホーム みどりの森	847-0825	唐津市見借4749番地1	53-8115	58-9218
浜玉荘グループホーム	849-5123	唐津市浜玉町東山田2399番地	56-8711	56-8779
グループホームみかんの里	849-5111	唐津市浜玉町南山1938番地1	56-2050	56-2213
グループホームでこぼん	849-5111	唐津市浜玉町南山1793番地1	56-7211	56-7203
すこやかほ〜む七山	847-1106	唐津市七山滝川1001番地	70-7300	70-7301
株式会社三栄 グループホームすぎの子	849-3123	唐津市巖木町岩屋1373番地1	63-4021	63-4021
グループホームおうち	849-3203	唐津市相知町平山上乙1196番地1	51-8330	51-8330
グループホーム長寿の里相知	849-3222	唐津市相知町黒岩518番地2	51-8114	62-4433
グループホームおうち・緑山	849-3201	唐津市相知町相知533番地28	62-2107	62-5066
グループホームきたはた 1号館	847-1211	唐津市北波多岸山494番地37	64-3939	64-3940
グループホームきたはた 2号館	847-1211	唐津市北波多岸山494番地43	64-2313	64-2313
ゆったりグループホーム	847-1211	唐津市北波多岸山373番地19	51-2211	51-2212
グループホームにこやか	847-0401	唐津市鎮西町名護屋4198番地	82-2618	51-1814
唐津市社会福祉協議会 認知症対応型共同生活介護事業所きりご	847-1501	唐津市肥前町切木乙548番地1	53-2680	53-2681
潮荘グループホーム	847-0322	唐津市鎮西町打上3075番地1	51-1130	82-2552
グループホーム安寿	847-0324	唐津市鎮西町高野534番地2	82-2950	82-2950
グループホーム風	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦92番地1	82-0938	82-0939

市外局番は(0955)

●介護老人福祉施設

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
特別養護老人ホームめづら荘	847-0017	唐津市東唐津4丁目7番26号	73-0988	75-0938
特別養護老人ホーム栄荘	847-0011	唐津市栄町2588番地19	75-2521	75-2548
特別養護老人ホームみなと園	847-0133	唐津市湊町4290番地1	51-7200	51-7201
特別養護老人ホーム浜玉荘	849-5123	唐津市浜玉町東山田2399番地	56-8711	56-8779
特別養護老人ホーム浜玉荘ユニット型	849-5123	唐津市浜玉町東山田2399番地	56-8711	56-8779
特別養護老人ホーム作礼荘	849-3218	唐津市相知町中山3544番地1	62-3903	62-3900
特別養護老人ホームちぐさの	847-1201	唐津市北波多徳須恵1201番地1	64-2239	64-3972
特別養護老人ホーム岬荘	847-1527	唐津市肥前町鶴牧106番地11	51-6160	54-2218
特別養護老人ホーム潮荘	847-0322	唐津市鎮西町打上3075番地1	51-1130	82-2552
特別養護老人ホーム宝寿荘	847-0304	唐津市呼子町殿ノ浦797番地23	82-4845	82-1495

●介護老人保健施設

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
まつら荘	847-0853	唐津市江川町694番地1	74-3138	75-3174
済生会介護老人保健施設ユニット型まつら荘	847-0853	唐津市江川町694番地1	74-3138	75-3174
セントポーリア	847-0111	唐津市佐志字石ヶ元2119番地2	74-2622	75-4351
のぞみ	847-0004	唐津市養母田553番地1	73-7000	73-7701
城内荘	847-0013	唐津市南城内3番地40	75-5070	58-8078
ケアハイツ虹	849-5122	唐津市浜玉町横田下177番地	56-2572	56-2574
アメニティきゅうらぎ	849-3123	唐津市巖木町岩屋505番地	51-5222	51-5220

●介護医療院

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
宇都宮病院介護医療院	849-3133	唐津市巖木町本山386番地1	63-2515	63-2313

●特定施設

事業所名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
介護付有料老人ホーム桜	847-0062	唐津市船宮町2587番地13	70-0888	70-0800
介護付有料老人ホーム小春日和	847-0821	唐津市町田1丁目2354番地	70-1770	70-1780
介護付有料老人ホームライフステイからつ	847-0022	唐津市鏡3076番地	77-3501	77-3502
介護付有料老人ホームアイケア東唐津	847-0021	唐津市松南町3番55号	050-3803-8138	77-5033
介護付有料老人ホームサンハウス唐津	847-1201	唐津市北波多徳須恵1178番地4	51-2281	51-2283

市外局番は(0955)

※この事業者一覧のほか、介護保険法第71条の規定に基づき、居宅療養管理指導については医療機関および薬局で、訪問リハビリテーションについては医療機関で、それぞれ実施することができます。

※休止中の事業所につきましては掲載しておりません。

介護保険についての相談・申請窓口

唐津市

健康づくり部介護保険課 (〒847-8511 唐津市西城内1番1号)

- 介護の認定に関する事 → 介護認定係 TEL.0955-58-8095
 - 介護サービスの費用、福祉用具、住宅改修支援に関する事 → 介護給付係 TEL.0955-70-0102
 - 介護保険料に関する事 → 介護業務係 TEL.0955-70-0101
 - 事業所の指定・更新に関する事 → 指定・指導係 TEL.0955-53-8021
FAX.0955-73-8451
- (ホームページ) <https://www.city.karatsu.lg.jp/>
(Eメール) kaigohoken@city.karatsu.lg.jp

唐津市地域包括支援センター (〒847-8511 唐津市西城内1番1号)

- 高齢者の相談に関する事 → 地域包括ケア推進課 TEL.0955-72-9191
FAX.0955-73-8451
- (ホームページ) <https://www.city.karatsu.lg.jp/>
(Eメール) hokatsu@city.karatsu.lg.jp

地域包括支援センターのサブセンター

- 唐津市地域包括支援浜玉サブセンター(浜玉、七山、鏡地区) TEL.0955-53-7056
- 唐津市地域包括支援相知サブセンター(相知、巖木地区) TEL.0955-53-7057
- 唐津市地域包括支援相知サブセンター(北波多地区) TEL.0955-51-2266
- 唐津市地域包括支援鎮西サブセンター(鎮西、呼子地区) TEL.0955-53-7058
- 唐津市地域包括支援鎮西サブセンター肥前出張所(肥前地区) TEL.0955-53-7059

名称	電話番号
浜玉市民センター	53-7104
巖木市民センター	53-7114
相知市民センター	53-7124
北波多市民センター	53-7134

名称	電話番号
肥前市民センター	53-7144
鎮西市民センター	53-7154
呼子市民センター	53-7164
七山市民センター	53-7174



在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、唐津市から委託を受け、在宅で生活しているお年寄りや、その家族を支援するための介護に関する地域の相談窓口です。

在宅生活・介護のことでお困りの方はお気軽に相談ください。

写真付きの身分証明書を持った、在宅介護支援センター職員が高齢者（介護保険を利用されている方も、ゲートボールやダンスをされている元気な方も）のお宅を訪問して生活の様子を伺い、健康状態や困っていることなどの相談を受けたり、介護保険や福祉サービスのご紹介をします。



名称	担当地区	電話番号 (0955)
唐津市社会福祉協議会在宅介護支援センター	佐志地区一部、湊地区	70-2335
唐津市在宅介護支援センター 済生会老人保健施設まつら荘	大志、長松地区一部	74-3139
栄荘在宅介護支援センター	東唐津、高島、外町地区	53-8081
在宅介護支援センターのぞみ	久里、鬼塚、成和地区	73-1550
在宅介護支援センター河畔	鏡地区	77-3507
在宅介護支援センターお世話宅配便	長松地区一部、竹木場、大良地区	74-3836
在宅介護支援センターセントポーリア	西唐津地区、佐志地区一部	74-3411
肥前町在宅介護支援センター	田野、切木地区	53-2556
岬荘在宅介護支援センター	入野、納所地区	58-8840
潮荘在宅介護支援センター	鎮西地区	51-1131
宝寿荘在宅介護支援センター	呼子地区	82-5464
浜玉荘在宅介護支援センター	浜玉、七山地区	70-5770
作礼荘在宅介護支援センター	葭木、相知地区	62-3933
唐津市北波多在宅介護支援センター	北波多地区	51-2266

連絡先メモ

●かかりつけ医

医療機関名	担当医師名	住所	TEL

●かかりつけ歯科医

歯科医療機関名	担当歯科医師名	住所	TEL

●かかりつけ薬局

薬局名	住所	TEL

●サービス提供事業者

事業者名	住所	TEL